

## 参考資料3

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準

(平成29年6月27日 愛知県告示第287号)

[改正] 令和4年10月25日 愛知県告示第427号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第2号ロに掲げる指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、窒素含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成29年9月1日から施行し、平成24年愛知県告示第119号（水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準）は、平成29年8月31日限り廃止する。

ただし、この告示の施行の日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の届出がされているものを含む。）に係る次の第1項に規定するC<sub>n</sub>並びに次の第2項に規定するC<sub>n*i*</sub>及びC<sub>n*o*</sub>に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値（同日以後に特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量に係るものを除く。）については、次の第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

この式において、L<sub>n</sub>、C<sub>n</sub>及びQ<sub>n</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left. \begin{array}{l} L_n \text{ 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 1日につきキログラム)} \\ C_n \text{ 別表の第3欄(1)に掲げる窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)} \\ Q_n \text{ 特定排出水の量 (単位 1日につき立方メートル)} \end{array} \right\}$$

(2)ア 平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。）

イ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) L_n = (C_{n*i*} \cdot Q_{n*i*} + C_{n*o*} \cdot Q_{n*o*}) \times 10^{-3}$$

この式において、L<sub>n*i*</sub>、C<sub>n*i*</sub>、C<sub>n*o*</sub>、Q<sub>n*i*</sub>及びQ<sub>n*o*</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left. \begin{array}{l} L_n \text{ 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 1日につきキログラム)} \\ C_{n*i*} \text{ 別表の第3欄(2)に掲げる窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)} \\ C_{n*o*} \text{ 前項の式において用いられるC}_n \text{と同じ値 (単位 1リットルにつきミリグラム)} \\ Q_{n*i*} \text{ 平成14年10月1日 ((2)イに掲げる指定地域内事業場にあっては、平成24年5月25日) 以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (単位 1日につき立方メートル)} \\ Q_{n*o*} \text{ 特定排出水の量 (Q}_{n*i*} \text{を除く。) (単位 1日につき立方メートル)} \end{array} \right\}$$

(2)ア 平成14年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた指定地域内事業

場（イ及び前項(2)イに掲げるものを除く。）

イ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの

3 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る第1項又は第2項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量とする。

別表

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	120	70	総面積が50平方メートル以上の豚房施設を有するものにあっては、第3欄(1)の値は、200とする。
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	10	10	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	35	25
		イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	50	25
6	乳製品製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15
		イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	25	20
		イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	35	20
12	冷凍水産物製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	45	10
		イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	55	15
13	冷凍水産食品製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	45	30
		イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	55	40

14	水産食料品製造業 (整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	45	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	50	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
16	野菜漬物製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	10	
17	味噌製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	20	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	40	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	50	35	
19	うま味調味料製造業			20	10	
20	ソース製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
21	食酢製造業			20	10	
22	砂糖精製業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			15	10	
24	小麦粉製造業			20	10	

25	パン製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
26	生菓子製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
27	ビスケット類・干菓子製造業			15	10	
28	米菓製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)			20	10	
30	植物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	10	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
31	動物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
32	食用油脂加工業			15	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			20	10	
34	穀類でんぷん製造業			20	15	
35	めん類製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	20	
37	豆腐・油揚製造業			30	20	
38	あん類製造業			20	15	
39	冷凍調理食品製造業			25	10	

40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
41	清涼飲料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
42	果実酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
43	ビール製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
44	清酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
45	蒸留酒・混成酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
46	インスタントコーヒー製造業			20	10	
47	配合飼料製造業			15	10	
48	単体飼料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	20	
49	有機質肥料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に	20	15	

		限る。				
	イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	20		
50	たばこ製造業		20	10		
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）		20	10		
55	織維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の織維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの		20	10		
57	織維工業で麻製織工程に係るもの		15	10		
58	織維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
59	織維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	綿織物捺染工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、50とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
60	織維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		20	10		
61	織維工業で綿状織維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
62	織維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		10	10		
63	織維工業で織維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	

64	織維工業で不織布製造工程に係るもの	20	15			
65	織維工業でフェルト製造工程に係るもの	15	10			
66	織維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
67	織維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの		20	10		
68	織維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）		20	15		
69	一般製材業又は木材チップ製造業		20	10		
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		10	10		
75	木材薬品処理業		20	10		
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		10	10		
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		10	10		
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		10	10		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしきミグランドパルプ製造工程又は未さらしじセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10		
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしきミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしきミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしじセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしじセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10		
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしきクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10		
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしきクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしきクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10		
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		15	10		
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパル		10	10		

	ブ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの					
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	10	10			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	10	10			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	10	10			
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	10	10			
89	機械すき和紙製造業	10	10			
90	手すき和紙製造業	10	10			
91	塗工紙製造業	10	10			
92	段ボール製造業	10	10			
93	重包装紙袋製造業	10	10			
94	セロファン製造業	20	10			
95	乾式法による繊維板製造業	20	10			
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10			
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10			
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	25	15	新聞その他の出版物を印刷するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	25	
101	製版業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	20	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(ア) アンモニア製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (イ) アンモニア誘導品製造工程にあっては、第3		

						欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (ガ) 尿素製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700とする。	
103	複合肥料製造業	15	10				
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10				
105	ソーダ工業	10	10				
106	電炉工業	15	10				
107	無機顔料製造業	35	25	黄鉛顔料製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。			
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	35	35	(ア) バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (イ) 酸化コバルト製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (ウ) モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (エ) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (オ) 酸化銀製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (カ) 酸化ジルコニア製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (キ) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第			

				3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっても、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、15とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっても、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	20	15	(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、20とする。 (イ) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、300、300とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	20	20	
118	コールタール製品製造業	330	170	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、35とする。
120	プラスチック製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料

				又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、35とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、75、35とする。 (イ) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、第3欄(2)の値は、15とする。 (ウ) メラミン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。 (エ) 化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、15とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	10	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、45とする。
126	脂肪酸・硬油・グリセリン製造業	10	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	15	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	15	
129	塗料製造業	20	15	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	20	10	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、

					それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。	
132	医薬品製剤製造業		20	10		
133	生物学的製剤製造業		10	10		
134	生薬・漢方製剤製造業		15	10		
135	動物用医薬品製造業		20	15		
136	火薬類製造業		20	15		
137	農薬製造業		20	15		
138	合成香料製造業		15	10		
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10		
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		15	10		
142	ゼラチン・接着剤 製造業（いかわ製造業を含む。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上 の工場に限る。	15	10	いかわ製造業にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
143	写真感光材料製造業		15	10		
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		10	10		
145	イオン交換樹脂製造業		15	10		
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるもののを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	10	
147	石油精製業		20	15		
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10		
149	コークス製造業		500	320		
150	石油コークス製造業		20	10		
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		20	10		
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		10	10		
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		20	15		
154	なめしかわ製造業		20	10		
155	毛皮製造業		10	10		
156	板ガラス製造業		15	10		
157	板ガラス加工業		10	10		
158	ガラス製加工素材製造業		10	10		
159	ガラス容器製造業		10	10		
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		10	10		
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		15	10		

162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	
166	コンクリート製品製造業	15	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	15	
168	黒鉛電極製造業	10	10	
169	碎石製造業	10	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	10	
172	うわ葉製造業	15	10	
173	高炉による製鉄業	20	10	(ア) 製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業にあっては、第3欄(1)の値は、10とする。 (イ) コークス製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (ウ) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第

				3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	钢管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
183	伸鉄業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40とする。
185	引抜钢管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業	10	10	
188	亜鉛鉄板製造業	10	10	
189	めっき钢管製造業	20	15	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	10	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	20	15	
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げ	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を

				るものを除く。)				有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業					15	10	
201	電気めっき業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。		
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	25			
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	(7) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、35とする。 (イ) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。		
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	25			
203	一般機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20とする。		
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	35	15			
204	電子回路製造業			15	10			
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	(7) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄(1)の値は、30とする。 (イ) 半導体素子製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、15とする。		
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	10			
206	輸送用機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同		
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に	30	15			

		限る。			欄の順序に従い、30、20とする。
207	精密機械器具製造業		15	10	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあっては、第3欄(1)の値は、30とする。
208	ガス製造工場	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	10	10
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	15	10
209	下水道業	ア	日平均排水量30,000立方メートル以上のものに限る。	20	15
		イ	日平均排水量30,000立方メートル未満のものに限る。	25	20
210	空瓶卸売業		20	10	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）		25	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業		25	10	

213	飲食店		25	10		
214	宿泊業		25	15		
215	リネンサプライ業		20	15		
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）		20	15		
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）		20	15		
219	自動車整備業		25	20		
220	病院		25	20		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上ものに限る。）		40	30	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）		40	30	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものと除く。）		40	30	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法により高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、15とする。	
224	ごみ処理業		25	20		
225	廃油処理業		20	15		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	40	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	45	35	
227	死亡獣畜取扱業		25	20		
228	と畜場	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに	25	15	

		限る。			
	イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	30	20	
229	中央卸売市場			20	15
230	地方卸売市場			25	15
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）			25	15
232	前各項に分類されないもの	ア し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	40	30	
	イ	その他	20	15	